

決議第 2 号

副市長辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 24 日 提出

提出者 須坂市議会議員 山崎 永一

水越 正和

副市長辞職勧告決議

本市のふるさと納税に関する産地偽装問題は、市民の信頼を大きく失わせ、指定取り消しにより多大な損害を市にもたらしました。

市長は組織のトップとして、最終的な責任を負う立場にあります。しかし、実務において市長を補佐し、日常の行政執行と組織統括を担っていたのは副市長であり、一連の問題に対しては重大な責任を負っていると言わざるを得ません。

第三者委員会においても、寄附額が毎年増え続けるなかで適切なガバナンス体制を構築することなく、担当職員への過度な業務集中や、市職員と委託業者との過度な接近を看過してしまったこと、そして問題発覚時に「寄附を継続する」とした市長の判断に対し何ら意見をすることなく指定取消を決定的にしてしまったことなど、マネジメント意識の欠如が指摘されています。

現在須坂市はふるさと納税問題に端を発した歴史的な財政危機に直面しており、これまでの行政の体質から転換を図るための大きな改革を必要としています。

市長にはこの問題を招いた責任を負いながらも、市政・市民生活にこれ以上の混乱を招かぬよう、着実にその改革を実行していただかなくてはなりません。

しかし一方で、市民の理解を得ながら大きな改革を推進していくためには、市政への信頼を取り戻す必要があります、そのためにも体制の刷新が必要です。

市民の皆様に対して「市政はこのままではない。責任を明確にし、体制を改めて再出発する」という強い姿勢を示すため、中澤正直副市長に対し、自らその任を辞することを強く勧告するものである。

令和7年9月24日